



2021年4月8日

各 位

会 社 名 日本アジアグループ株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 山下 哲生
(コード番号：3751 東証第一部)
問 合 せ 先 総務人事部長 湊田 隆記
TEL (03) 4476-8000 (代表)

**(開示内容の変更) 買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当てに係る
割当日及び基準日の変更に関するお知らせ**

日本アジアグループ株式会社（以下「当社」といいます。）が2021年3月22日付「買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当て及び新株予約権の無償割当てに係る基準日設定に関するお知らせ」にて公表いたしました甲種新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てに関し、本日付の取締役会決議により、下記のとおりその割当てが効力を発生する日（以下「効力発生日」といいます。）及び基準日を変更することを決議いたしました。

これに伴い、2021年3月22日付「買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当て及び新株予約権の無償割当てに係る基準日設定に関するお知らせ」の記載内容を変更いたしますので、お知らせいたします。変更箇所は下記「2. 変更箇所」に記載のとおりです。

記

1. 変更の理由

当社が2021年4月5日付で公表いたしました「新株予約権無償割当て差止めの仮処分の決定に対する保全異議の申立てに関するお知らせ」に記載のとおり、当社株主である株式会社シティインデックスイレブンスにより本新株予約権の無償割当ての差止め請求に係る仮処分の申立てがなされ、2021年4月2日付で東京地方裁判所において本新株予約権の無償割当てを仮に差し止める旨の決定（以下「本仮処分決定」といいます。）がなされたため、当社は、2021年4月5日付で、本仮処分決定に対する保全異議の申立て（以下「本異議申立て」といいます。）を行っておりました。

当社が2021年4月7日付で公表いたしました「新株予約権無償割当て差止めの仮処分の決定に対する保全異議の申立ての結果に関するお知らせ」に記載のとおり、同日付で東京地方裁判所において、本仮処分決定を認可する旨の決定（以下「本認可決定」といいます。）がなされました。

当社は、本認可決定がなされ、本仮処分決定が認可されたため、本日付で東京高等裁判所に保全抗告（以下「本保全抗告」といいます。）を行いました（詳細は、本日公表いたしました「新株予約権無償割当て差止めの仮処分の認可決定に対する保全抗告の申立てに関するお知らせ」をご確認ください。）。

そして、本保全抗告に関する裁判所における十分な判断期間を確保するため、本新株予約権の無償割当ての効力発生日を変更するとともに、それに伴い基準日を変更することといたしました。

変更後の本新株予約権の無償割当ての基準日としては、2021年4月27日とし、効力発生日としてはその翌日である同月28日としております。

なお、当社の特別委員会からは、かかる効力発生日及び基準日の変更について異議がない旨及び本新株予約権の無償割当てに関して2021年3月22日付で行った勧告の内容について変更はない旨の意見を得ております。

2. 変更箇所（変更箇所につきましては、下線で表示しております。）

（変更前）

<前略>

また、当社は、本取締役会において、2021年4月12日を本新株予約権の無償割当てに係る基準日（以下「基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様をもって、本新株予約権の無償割当てを受ける株主の皆様と定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

<後略>

（変更後）

<前略>

また、当社は、本取締役会において、2021年4月27日を本新株予約権の無償割当てに係る基準日（以下「基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様をもって、本新株予約権の無償割当てを受ける株主の皆様と定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

<後略>

I. 本新株予約権の無償割当て

4. 今後の手続・日程

（変更前）

本新株予約権の無償割当て及びその行使等に係る主要なスケジュールは、以下のとおりです。

2021年3月22日（本日）	本新株予約権の無償割当ての取締役会決議
2021年 <u>4月12日</u>	本新株予約権の無償割当ての基準日
2021年 <u>4月13日</u>	本新株予約権の無償割当ての効力発生日
2021年6月末頃まで	当社による本新株予約権の取得 (対価として普通株式/乙種新株予約権の交付)
2021年9月1日※	本新株予約権の行使期間の初日
2021年9月1日	乙種新株予約権の行使期間の初日

2021年12月31日※ 本新株予約権の行使期間の末日

<後略>

(変更後)

本新株予約権の無償割当て及びその行使等に係る主要なスケジュールは、以下のとおりです。

2021年3月22日(本日)	本新株予約権の無償割当ての取締役会決議
2021年4月27日	本新株予約権の無償割当ての基準日
2021年4月28日	本新株予約権の無償割当ての効力発生日
2021年6月末頃まで	当社による本新株予約権の取得 (対価として普通株式/乙種新株予約権の交付)
2021年9月1日※	本新株予約権の行使期間の初日
2021年9月1日	乙種新株予約権の行使期間の初日
2021年12月31日※	本新株予約権の行使期間の末日

<後略>

II. 本新株予約権の無償割当てに係る基準日設定

(変更前)

当社は、本新株予約権の無償割当てを受ける株主を確定するため、2021年4月12日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様をもって、本新株予約権の無償割当てを受ける株主といたします。

(1) 基準日	2021年4月12日(月曜日)
(2) 公告日(予定)	2021年3月26日(金曜日)
(3) 公告方法	電子公告(当社ホームページに掲載いたします。) https://www.japanasiagroup.jp/ir/stock/announcement.html

(変更後)

当社は、本新株予約権の無償割当てを受ける株主を確定するため、2021年4月27日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様をもって、本新株予約権の無償割当てを受ける株主といたします。

(1) 基準日	2021年4月27日(火曜日)
(2) 公告日(予定)	2021年4月12日(月曜日)
(3) 公告方法	電子公告(当社ホームページに掲載いたします。) https://www.japanasiagroup.jp/ir/stock/announcement.html

III. 新株予約権の発行要項

5. 基準日

(変更前)

2021年4月12日

(変更後)

2021年4月27日

Ⅲ. 新株予約権の発行要項

6. 本新株予約権の割当てが効力を発生する日

(変更前)

2021年4月13日

(変更後)

2021年4月28日

以上